

北播磨総合医療センター企業団職員のサービスの宣誓に関する条例

〔平成25年2月18日〕
〔条例第5号〕

改正 令和5年2月27日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、企業長に提出してからでなければその職務を行うことができない。

(サービスの宣誓の特例)

第3条 非常の災害のため、緊急を要する場合においては、前条の規定にかかわらず、宣誓書を提出する前においても職員にその職務を行わせることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例附則第6項の改正規定並びに附則第21項の規定 公布の日

(2) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第4項の改正規定 令和4年7月1日

(3) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第11項の改正規定 令和4年10月1日